3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年６月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナブコドア株式会社　横山　雄二　大阪府大阪市西区西本町１―12―22　国土交通大臣許可（般―17）第4692号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年６月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社水工エンジニアリング　高橋　尚武　大阪府東大阪市菱屋西６－４―41　シャルム小阪一番館412　国土交通大臣許可（般―20）第7915号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年６月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アルストム株式会社　木村　靖人　兵庫県神戸市中央区港島中町２－３－４　国土交通大臣許可（特―17）第5804号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年６月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クライム　坂本　　博　大阪府大阪市天王寺区上本町５―２―13　国土交通大臣許可（特―17）第20989号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年５月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太田鉄工株式会社　谷村　和男　和歌山県和歌山市湊1850　国土交通大臣許可（般―17）第21312号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニック環境エンジニアリング株式会社　籠谷　　実　大阪府吹田市垂水町３―28―33　国土交通大臣許可（特―17）第10668号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年７月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤスダエンジニアリング株式会社　安田　京一　大阪府大阪市浪速区塩草３―２―26　国土交通大臣許可(特―18)第16928号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年７月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日下部建設株式会社　澤　　伯夫　兵庫県神戸市中央区浜辺通５―１―14　国土交通大臣許可（特―21）第3050号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年 10 月 25 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　神戸企業株式会社　奥村　一郎　兵庫県神戸市中央区浜辺通５―１―14　国土交通大臣許可（特―22）第4792号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。